平成２２年（フ）第１１１５号
宮城県塩竈市杉の入２丁目19番１―503号
ユートピア杉の入Ⅰ
債務者　稲富　美映
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１３８号
宮城県多賀城市伝上山３丁目30番12号ロフティー伝上山A103号
債務者　三澤　優也
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１５８号
宮城県塩竈市新浜町２丁目14番14号　ニューシティー新浜D号
債務者　櫻井美樹子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１６６号
仙台市太白区鈎取４丁目10番２号　コーポＨＩＳＨＩＮＵＭＡ202
債務者　犬飼　幸成
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０１号
仙台市宮城野区苦竹１丁目８―８　グリーンハピー宮城野401号室、住民票上の住所宮城県塩竈市藤倉２丁目６番19号
債務者　高橋　純一
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０３号
仙台市青葉区新川字佐手山５番地の745
債務者　工藤　　茂
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２０４号
仙台市青葉区新川字佐手山５番地の745
債務者　工藤みち子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第４４４号
茨城県水戸市備前町７番２棟105号　県営釜神町アパート
債務者　鬼澤惠美子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４４７号
茨城県水戸市鯉淵町3457番地
債務者　奥ノ谷由江
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４７５号
茨城県水戸市見和１丁目449番地の17　見和荘101号
債務者　橋本　　明
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４７８号
茨城県那珂市堤251番地３
債務者　平塚由紀恵
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４８５号
茨城県水戸市石川１丁目3835番地の71　市営西堀原住宅４棟１Ｆ１号
債務者　阿部　小波
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４８７号
茨城県水戸市若宮１丁目７番４棟104号　県営若宮アパート
債務者　新井　雅子
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第４９５号
茨城県水戸市大塚町1866番地、居所茨城県水戸市中丸町246―５
債務者　諸澤　弘幸
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第５１３号
茨城県小美玉市川戸988番地19
債務者　比気　よし
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２７２号
茨城県土浦市神立中央５丁目18番12号一六寮Ｂ―201号、前住所千葉県東金市福俵482番地10
債務者　篠崎　　順
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第２８６号
茨城県石岡市東大橋833番地１
債務者　浅野　　敦
1　決定年月日時　平成22年９月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月２日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係